

1. 製品及び会社概要

- 1.1 製品名
松風シリコンボンド
- 1.2 会社名
株式会社 松風
- 1.3 住所
京都市東山区福稲上高松町 1 1
- 1.4 担当部門
技術部品質保証課
- 1.5 担当者
品質保証課長
- 1.6 電話番号
075-561-1112
- 1.7 FAX 番号
075-275-4795

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分 2

健康有害性

皮膚腐食性及び刺激性 区分 2

眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性 区分 1

生殖毒性 区分 2

特定標的臓器毒性（単回暴露） 区分 3（麻酔作用、気道刺激性）

特定標的臓器毒性（反復暴露） 区分 2（中枢神経系、肝臓、腎臓）

環境有害性

水性環境有害性（急性） 区分 3

水性環境有害性（長期間） 区分 3

GHS ラベル要素



注意喚起語

危険

危険有害情報

引火性の高い液体及び蒸気
重篤な眼の損傷
皮膚刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
眠気又はめまいのおそれ
呼吸器への刺激のおそれ
長期的にわたる又は反復暴露による臓器の障害のおそれ（中枢神経系、肝臓、腎臓）
長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

[安全対策]

使用前に添付文書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
容器を密閉しておくこと。
取扱い後は手をよく洗うこと。
環境への放出は避けること。

[応急措置]

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは、医師に連絡すること。
皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合は、医師の診察/手当てを受けること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合は、医師の診察/手当てを受けること。

[保管]

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。

[廃棄]

内容を明確にして公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

国・地域情報

国内法は第 15 章「適用法令」を参照のこと。

3. 組成及び成分情報

3.1 単一製品・混合物の区別

混合物

3.2 成分及び含有量

成分名	CAS 番号	官報公示整理 番号(化審法)	含有量 (重量%)
ジビニルポリジメチルシロキサン	—	—	
ポリジメチルシロキサン	—	—	
トルエン	108-88-3	3-2	10-20
キシレン	1330-20-7	3-3	10-20
エチルベンゼン	100-41-4	3-28	1-10
触媒	—	—	
着色材	—	—	

4. 応急措置**4.1 眼に入った場合**

接触した場合、直ちに多量の水で少なくとも 15 分間目を洗い流す。医師の手当てを受ける。

4.2 皮膚に付着した場合

汚染された衣類すべてを直ちに脱ぐ。ただちに皮膚を石鹼と水で洗浄する。医師の手当てを受ける。

4.3 吸入した場合

新鮮な空気の場所へ移動し安静にする。呼吸が困難な場合は人工呼吸または酸素を与える。医師の手当てを受ける。

4.4 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師の手当てを受ける。

4.5 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

4.6 応急措置をする者の保護に必要な注意事項

情報なし

4.7 医師に対する特別な注意事項

物質へのばく露の影響が遅れて現れることがある。

5. 火災時の措置**5.1 適切な消火剤**

泡、二酸化炭素または粉末消火剤で消火する。

5.2 使ってはならない消火剤

棒状水

5.3 火災時の特有の危険有害性

情報なし

5.4 特有の消火方法

速やかに容器を安全な場所へ移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火作業は適切な消火剤等を用いて風上から行う。

5.5 消火を行う者の特別な保護具及び予防措置

必要に応じて呼吸保護具を着用すること。

6. 漏出時の措置**6.1 人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置**

関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。

6.2 環境に対する注意事項

河川、水路や下水に流れ込まないように注意すること。

6.3 封じ込め及び浄化の方法及び機材

おがくず、ウェス、砂等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。

6.4 二次災害の防止

着火源を取り除くと共に換気を行う。

7. 取り扱い及び保管上の注意**7.1 取り扱い**

皮膚、目との接触、蒸気の吸入等を避けるために、適切な保護眼鏡等の保護具を使用すること。引火性があるため、火気厳禁で取り扱うこと。室内で取り扱う場合は、局所排気装置等で換気を充分行うこと。高温物、スパーク、火気、強酸化剤との接触を避けること。

7.2 保管

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。強酸・強アルカリと同一場所に保管しないこと。

8. 暴露防止及び保護措置

8.1 管理濃度

トルエン： 20 ppm

キシレン： 50 ppm

エチルベンゼン： 20 ppm

8.2 許容濃度

化学名	基準	ばく露限界値	規制法規等
トルエン	TLV	20 ppm	安衛法：作業環境評価基準、改訂された場合はその改訂版（10 2013）
	TWA	50 ppm 188 mg/m ³	日本産業衛生学会：許容濃度等勧告（05 2014）
キシレン	TLV	50 ppm	安衛法：作業環境評価基準、改訂された場合はその改訂版（10 2013）
	TWA	50 ppm 217 mg/m ³	日本産業衛生学会：許容濃度等勧告（05 2014）
エチルベンゼン	TLV	20 ppm	安衛法：作業環境評価基準、改訂された場合はその改訂版（10 2013）
	TWA	20 ppm 87 mg/m ³	日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告（05 2020）

生物学的許容値

化学名	暴露限界値	規制法規等
トルエン（トルエン；サンプリングの時間：過労働時間最後のシフト終了前の2時間以内。）	0.6 mg/l（血液）	JSOH OELB（05 2014）
	0.06 mg/l（尿）	JSOH OELB（05 2014）

8.3 設備対策

局所排気装置、安全シャワー、手洗い・洗顔設備、洗眼器等

8.4 保護具

呼吸用保護具：保護マスク

手の保護具：耐化学性手袋

眼の保護具：保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具：保護衣

8.5 特別な注意事項

情報なし

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状态、形状、色等）： 薄青色の液体

臭い： 特異臭あり



pH:	データなし
融点・凝固点:	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲:	110.6 °C
引火点:	5 °C
燃焼性(固体、気体):	データなし
爆発範囲の上限・下限:	データなし
蒸気圧:	データなし
比重又は嵩比重:	データなし
溶解度(水):	不溶
η-オクタノール/水分配係数:	データなし
自然発火温度:	450 °C
分解温度:	データなし
粘度(動粘性率):	データなし
蒸気圧:	データなし
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	データなし
その他のデータ:	なし

10. 安定性及び反応性

10.1 反応性

情報なし

10.2 化学的安定性

通常条件下では安定。

10.3 危険有害反応可能性

情報なし

10.4 避けるべき条件

熱、火花、裸火から離しておく。

10.5 混触危険物質

強酸・強アルカリ

10.6 危険有害な分解生成物

空気中において 150°C以上で加熱すると、酸化分解が進み、少量のホルムアルデヒドが発生する。

11. 有害情報

11.1 急性毒性

トルエン;			
経口	ラット	LD50	5000 mg/kg
経皮	ラット	LD50	12000 mg/kg
吸入	ラット	LC50	7460 ppm/4H
キシレン;			
経口	ラット	LD50	3500-8800 mg/kg
経皮	ウサギ	LD50	1700 mg/kg
吸入	ラット	LC50	6350-6700 ppm/4H
エチルベンゼン;			
経口	ラット	LD50	3500-4700 mg/kg
経皮	ウサギ	LD50	15400 mg/kg
吸入	ラット	LC50	4000 ppm/4H

11.2 皮膚腐食性及び刺激性	皮膚刺激
11.3 眼に対する重篤な損傷又は刺激性	重篤な眼の損傷
11.4 呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなし
11.5 生殖細胞変異原性	データなし
11.6 発がん性	データなし
11.7 生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
11.8 特定標的臓器毒性（単回暴露）	眠気又はめまいのおそれ 呼吸器への刺激のおそれ
11.9 特性標的臓器毒性（反復暴露）	長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害のおそれ （中枢神経系、肝臓、腎臓）
11.10 誤えん有害性	データなし

12. 環境影響性

12.1 生態毒性	長期的影響により水生生物に有害
12.2 残留性・分解性	データなし
12.3 生態蓄積性	データなし
12.4 土壤中の移動性	データなし
12.5 オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意

産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。

14. 輸送上の注意

14.1 注意事項	火気厳禁で取り扱うこと。
14.2 国連番号・国連分類	
番号：	1993
クラス：	3
包装等級：	II
適切な積荷名称：	Flammable liquid, n. o. s. (Toluene, Xylene)

15. 適用法令

15.1 消防法	危険物第4類第1石油類非水溶性
15.2 労働安全衛生法	トルエン 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(政令番号 第407号)

危険物・引火性のもの(施行令別表第1第4号)

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

キシレン

名称等を表示すべき危険物及び有害物

(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(政令番号 第136号)

危険物・引火性のもの(施行令別表第1第4号)

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

エチルベンゼン

名称等を表示すべき危険物及び有害物

(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(政令番号 第70号)

危険物・引火性のもの(施行令別表第1第4号)

15.3 化学物質排出把握管理促進法

エチルベンゼン

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(管理番号：53)

キシレン

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(管理番号：80)

トルエン

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(管理番号：300)

15.4 化審法

トルエン、キシレン、エチルベンゼン

優先評価化学物質(法第2条第5項)

15.5 労働基準法

トルエン、キシレン

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)

16. その他の情報

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

*) 本製品は、歯科用として設計しておりますので、他の用途のご利用の場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、性能についても事前にご確認の上でご利用ください。